

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

観光庁参事官室意見募集ご担当者様

「特定複合観光施設区域整備法第二章の規定による特定複合観光施設区域に関する  
国土交通省令（仮称）の案」に対する意見

2019 年 12 月 15 日

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構

理事・事務局長 池田 剛

電話番号：03-3222-7960

E-mail：ikeda@japan-ir.org

「特定複合観光施設区域整備法第二章の規定による特定複合観光施設区域に関する  
国土交通省令（仮称）の案」の起草のご努力に深く感謝申し上げます。

以下のとおり、一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構の意見を提出いたします。  
国土交通省令に反映して頂きますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 意見内容

No.	項目	該当 ページ数	IR 整備法 条文番号	内容
1	区域整備計画に定める事項の内容	5 ページ II 2 (6) ②	9 条 2 項 8 号	「国際会議場施設における国際会議の開催回数及び展示施設、見本市施設その他の催しを開催するための施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み」における「国際会議」及び「国際的な規模の展示会、見本市その他の催し」が想定する具体的な数値（規模）をお示しただけないでしょうか。
2	区域整備計画に定める事項の内容	5 ページ II 2 (6) ③	9 条 2 項 8 号	経済的社会的効果に関連して、「令第 4 条第 2 号ニに定めるサービスの手配を受けて、観光旅行を行う者の数の見込み」が記載されていますが、IR 事業者又は委託を受けた協力企業が運営するインターネット上のプラットフォームにおいて、事前に、IR 区域内のみならず周辺周遊観光の予約・決済等を終わらせた場合について、送客施設に赴き令第 4 条第 2 号ニに定めるサービスの提供を受けたわけではないものの、経済的社会的効果として捕捉することは可能でしょうか。捕捉できるとすると、それは、送客施設には赴いてはいないが③として捕捉すべきでしょうか、それとも⑦のバスケットクローズ規定で捕捉すべきでしょうか。
3	区域整備計画の中の記載事項	5 ページ II 2 (6) ①、 ②、③、④	9 条 2 項 8 号	同概要中の II 2 (6)（計画中に定める数、金額の見込み等）の事項は、社会経済情勢の変動等により事業者・地方公共団体の努力を超えて変動する可能性があります。区域整備計画に記載した見込みが変更する場合、その都度 9 条 8 項等の手続を経て変更申請させるのは、極めて非現実的だと考えます。 事業者や自治体が直接コントロール不可能な区域整備計画の記載事項（例：いわゆるアウトプット項目である、IR への来場者数、観光客数、売上高、利益、経済効果など）については、事業を実施する際に当然変動するものであり、事後評価の対象とすべき事項と考えています。 このため、事業者や自治体が直接コントロール不可能な記載事項は、区域整備計画の変更に該当しないことを要望します。

4	区域整備計画の添付書類	6 ページ II 3 (21)	9 条 2 項	「特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係の構築がなされていることを明らかにする書類」とは具体的にどのような書類を想定しているのでしょうか。
5	届出で足りる区域整備計画の変更	7、8 ページ II 4	11 条 1 項	国土交通省令において届出で足りる「軽微な変更」の範囲をできるだけ広く認めるべきだと考えます。特に事業内容の向上（2 条 1 項の施設拡張、コンテンツ追加など）は、9 条 8 項等の手続を経なくともできるようにすることが適切かつ必要になります。また、IR 事業は、長期間にわたって、安定的で継続的な事業の実施を確保することが必要と考えています。「軽微な変更」にあたるか否かの判断にあたっては、考慮されるべきであり、安定的かつ継続性がより確保されることが想定される変更は、軽微なものにあたるかと判断されることを要望します。
6	認定区域整備計画の軽微な変更	8 ページ II 4 (6)	11 条 1 項	「認定設置運営事業者等の議決権等の保有者の変更のうち軽微なもの」について、軽微かどうかの判断基準を具体的にお示しいただけないでしょうか。
7	区域整備計画に定める事項の内容、認定区域整備計画の軽微な変更	4 ページ II 2 (2) ⑧ イ 7、8 ページ II 4 (5) (6)	11 条 1 項	区域整備計画には IR 事業者の議決権等の保有者の氏名や資産に関する事項等を記載することとされており、株主が変更される場合には、国交大臣への届出又は変更認定の取得が必要になるものと理解しています。仮に、IR 事業者が普通株式で上場した場合には株式が市場で取引され、IR 事業者がこれをリアルタイムに把握することが困難となるが故に、国交大臣への届出等をタイムリーに行うことができない状況が想定されますが、譲渡制限付きの種類株式での上場を想定しているのでしょうか。
8	認定区域整備計画の軽微な変更	7、8 ページ II 4		事業が想定通り進まず、リストラ等を行う場合の対応（例えば、リストラ期間中の一定期間の事業計画の下方修正、再投資の凍結、一部エリアの一時的もしくは季節的な閉鎖等）も軽微な変更に含まれることをご検討頂けないでしょうか。